

リハビリテーション選定療養について

リハビリテーションにおいて標準的日数を超えて 1 ヶ月で 14 単位以上実施する場合には保険診療はできず、患者様の希望があれば、選定療養として自己負担でリハビリテーションを受けることが可能です。

1 単位（20 分）当たりの金額を下記のとおり改定します。

種別	標準日数	1 単位の金額
運動器リハビリテーション(I)	150 日	3000 円
脳血管リハビリテーション(I)	180 日	3000 円
呼吸器リハビリテーション(I)	90 日	3000 円
廃用症候群リハビリテーション (I)	120 日	3000 円

例えば

運動器リハビリテーション(I)において標準日数を超えて 1 回 2 単位実施する場合は

$$\underline{3000 \text{ 円} \times 2 \text{ 単位} = 6000 \text{ 円}}$$

従って、選定療養費としてリハビリ 1 回あたり 6000 円の自己負担となります。

尚、不明の点がございましたら、事務所医事課までお問い合わせください。

令和 7 年 5 月 12 日

宮本病院長